

## 売買契約書（案）

- 1 品名 ○○○○○○○の購入
- 2 仕様・規格 別紙仕様書のとおり
- 3 数量 別紙仕様書のとおり
- 4 契約金額 ￥  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ )
- 5 納入期限 平成 26 年 10 月 31 日
- 6 納入場所 北海道北見市常呂町常呂 346-1
- 7 検査場所 同上

上記品目（以下「物件」という。）について、日本製薬工業株式会社 取締役社長伊庭 克英（以下「甲」という。）と○○○○株式会社（以下「乙」という。）との間に、上記各項及び次の各条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### 契 約 条 項

- 第 1 条 乙は、頭書の仕様、規格に基づき、期日内に物件を甲に引き渡すものとする。
- 2 仕様、規格に明示されていないものについて疑義が生じたときは、甲乙協議して決定する。
- ただし、軽微なものについては、甲の解釈及び指示に従うものとする。
- 第 2 条 乙は、期日内に物件を引き渡すことができないときは、あらかじめ甲に対し遅滞の理由及び引き渡し見込日時を明らかにした書面を提出して、期間延長の承認を求めなければならない。
- 第 3 条 甲は、乙が期日内に物件の引き渡しを完了しないときは、前条の承認にかかわらず、乙に対し、遅滞金を請求することができる。
- ただし、その遅滞が天災地変等やむを得ない理由によるときは、この限りでない。
- 2 前項の遅滞金は、未納部分に対する契約金額につき、納入期日の翌日から納入の日までの遅滞日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 第 1 項の遅滞金の請求は、甲が第 7 条の規定によりこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げない。
- 第 4 条 甲は、設置又は工事完了後 10 営業日以内に本件商品の検査をし、もし不良品があった場合、その分を乙の費用で返品、または別の同商品と交換することができる。
- 2 甲の検査終了と同時に引渡しの完了とする。

第5条 甲は、売買代金を、前条2項に規定する物品の引渡しの完了後30日以内に、乙の指定する銀行口座に振込む方法にて支払う。  
なお、支払に要する手数料は甲が負担する。

第6条 本物品の所有権は、前条の売買代金支払完了と同時に甲に移転する。

第7条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。  
この場合、乙が損害をこうむることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 乙が、この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたととき若しくは正当な理由なく納入期間内に義務を履行することができないと認めたととき。
- (2) この契約の履行について、乙若しくはその代理人又は使用人等に不正の行為があったとき。
- (3) 第4条の規定により甲が行う検査を、乙若しくはその代理人又は使用人等が妨げたとき。
- (4) 乙が破産の宣告を受けたとき。
- (5) 乙が解約を申し出たとき。本物品の引渡し前に生じた物品の滅失、毀損、盗難については、乙の負担とし、本物品の引渡し後に生じた物品の滅失、毀損、盗難については、甲の負担とする。

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第9条 甲、乙双方は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について甲、乙間に紛争が生じたとき、及びこの契約に規定のない事項については、甲、乙協議して決定する。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成26年7月〇〇日

甲 愛知県小牧市小木東一丁目186番地  
日本製薬工業株式会社  
取締役社長 伊庭 克英 印

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○  
○○○○○ ○○○○○ 印